

港区告示第三百六十一号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、高輪ビルマンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和六年十月七日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

高輪ビルマンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

高輪ビル

(二) 敷地の区域

東京都港区高輪一丁目七百一番十及び同番三十七

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区高輪一丁目七百一番十、同番三十七、同番四十五、同番二百二十三、同番二百二十七及び同番二百二十八

四 事業施行期間

令和六年十月七日から令和十二年十二月三十一日まで

五 事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目八番一号 赤坂インターシティAIR 二十階

六 設立認可の年月日

令和六年十月七日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年十一月五日